

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、静岡県知事から包括外部監査結果に基づく措置について通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年10月6日

静岡県監査委員	青	木	清	高
静岡県監査委員	森			裕
静岡県監査委員	鳥	澤	由	克
静岡県監査委員	田	口		章

1 包括外部監査の特定事件

令和元年度

「子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について」

2 措置の内容

別冊のとおり

令和元年度包括外部監査結果に基づく措置

注)表中「監査結果」欄の見出し記号は、令和元年度包括外部監査結果報告書の記号を表記

監 査 結 果		報告書の 該当ページ	措置の 実施状況 (区分)	措 置 の 内 容	方針決定予定時期 ・完了予定時期	担当課
区分	内 容					
A 総論						
意見	<p>①成果指標と活動指標について 監査対象事業の成果指標及び活動指標を確認したところ、「㉞成果指標がない」、「㉟活動指標がない」、「㊱成果指標及び活動指標が直接的ではない」ものが散見された。</p> <p>㉞㉟については、事業の成果指標又は活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しは、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>㊱については、事業の成果指標及び活動指標の設定は、事業内容に照らし、できるだけ直接的な指標にしなければ、事業活動の成果や結果を正しく評価することができない。</p> <p>特に、監査対象事業である「子ども・子育て支援事業」は公益性が高い事業であり、費用対効果で事業を評価することができないケースが多いため、事業の成果指標や活動指標を適切に設定して評価していくことが、必要不可欠と考える。</p>	P26, 27, 28, 29	措 置 対 応 中	<p>児童個々の状況等や事業の利用希望の有無があるため活動目標や成果の設定が難しいという課題がある。</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、把握可能な数値ほか、事業利用の満足度などの指標を設定し、事業活動の成果や結果を評価したい。</p>	令和3年 3月	こども 未来課 こども 家庭課
意見	<p>②補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額について 県の補助金事業では、それぞれの補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>監査対象事業の補助金事業について、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、「03.ふじのくに少子化突破戦略応援事業費（以下、事業03）」で、県への報告漏れが発見された。事業03は県から市町を通じて民間事業者に補助金を間接交付するケースであり、県は市町からの報告がないため、該当がな</p>	P29, 30	措 置 完 了	<p>（ふじのくに少子化突破戦略応援事業、保育対策等促進事業費助成、多様な保育推進事業費助成） 消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、各市町に対し、交付要綱に定める消費税控除仕入額報告書を提出するよう依頼し、返納額がない場合についても報告を求めるように改善した。</p> <p>なお、報告漏れが判明</p>		こども 未来課

	<p>いものと判断していた。</p> <p>県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町（及び県）への報告を求めるようにして、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>			<p>した、ふじのくに少子化突破戦略応援事業の1件については、既に返還が完了している。</p>		
--	---	--	--	---	--	--

B-01 しずおかふじさんっこ推進事業費

<p>意見</p>	<p>①活動指標の設定について</p> <p>本事業では、メニュー事業ごとの活動指標が設定されていないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>そのため、各メニュー事業の活動指標を設定すべきである。また、各メニュー事業は委託に出しているケースが多いため、委託先に対して、仕様書や契約書等で活動指標の目標値を明示し、県と目標を共有することも有益と考える。</p>	<p>P34</p>	<p>措置 対応中</p>	<p>活動指標の設定については、本事業の10メニュー全てに活動指標を設定した。本事業の10メニューのうち、6メニューで委託事業を実施している。</p> <p>委託先と目標を共有することが有益と考える4メニューについて、順次委託契約の仕様書等に目標値を明示し、委託事業者と共有をする。</p> <p>○令和2年度事業から共有するメニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父親の子育て参加推進事業 ・ファミリー・サポート・センターアドバイザー講習会 <p>○令和3年度事業から共有するメニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子育ては尊い仕事」を未来につなぐプロジェクト推進事業（R2 契約済） ・シニア世代と子どもとの共通体験の機会創出事業（R2 契約済） <p>○委託先と目標を共有しないメニュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふじさんっこ応援隊等普及・促進キャンペーン事業 ・ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業（委託契約に、目標と直接結びつく業務が含まれていないため） 	<p>令和3年 6月</p>	<p>こども 未来課</p>
-----------	---	------------	-------------------	--	--------------------	--------------------

意見	<p>②「ふじさんっこ応援隊の参加状況」の達成にむけて、インターネットモニターアンケートの活用について</p> <p>本事業の成果指標は「ふじさんっこ応援隊の参加団体数」であり、目標数は2,000団体としている。参加団体数を増やすためには、まず、ふじさんっこ応援隊の存在を知ってもらい、その目的を理解してもらう必要がある。ここで、県は、「子育ては尊い仕事」とあるという理念の浸透に関する意識調査として、インターネットモニターアンケートを実施している。その中に、「知らない」と回答した人は、ふじさんっこ応援隊に参加する可能性は低く、「知らない」を「知っている」にするため、どのような広報方法が適切か、情報収集が重要である。</p> <p>そのため、「知らない」と回答した人に対して、どのような広報方法だと知る機会があるか、確認してはどうだろうか。「知っている」と回答した人とは異なる媒体が選択される可能性があり、今後の広報方法の見直しに繋げていくことができると考える。</p>	P35	措置完了	<p>令和2年8月に実施されるインターネットモニターアンケートにおいて、ふじさんっこ応援隊を「知らない」と回答した人に対し、「どのような広報方法が有効であると思うか」の設問を設けることとした。</p>		こども未来課
意見	<p>③単独随意契約先からの委託事業費収支計算書の入手について</p> <p>本事業の委託は単独随意契約であり競争入札の方法によらないため、事業者が提出した見積額が委託費の積算根拠額以内であれば、見積額が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをかけていく必要がある。</p> <p>現状、メニュー事業の一部については、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との比較・分析が行われていない。これでは、委託費の積算根拠に基づく契約額が適切か否か、実績を基にした検証ができないと考える。そのため、毎年、委託事業費収支決算書を手入して、委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。</p>	P35, 36	措置対応中	<p>実績報告時に、委託事業費収支決算書を提出させ、必要に応じて委託先にヒアリングを行い、翌年度事業で積算根拠の見直しが必要か否か、検討する。</p>	令和3年 3月	こども未来課

B-02 ふじのくに少子化対策特別推進事業費

意見	<p>①プロポーザルの参加者数について はっぴー子育てモデル事業では、業務の委託方法としてプロポーザル方式を採用しているが、平成 30 年度のプロポーザル参加者数は、4 地区のうち 3 地区が各 1 者であった。各参加者は、全て基準点を満たしているため、手続き上の問題点はない。しかし、4 地区中 3 地区のプロポーザル参加者数が 1 者では、プロポーザル方式を採用した効果が、十二分に発揮されていないと考える。また、基準点を設ける評価形式であることから、基準点を下回る結果が出る可能性があり、再度プロポーザルを実施することで業務開始が遅れる可能性がある。</p> <p>今後も同様のケースが起こりうるため、プロポーザル参加者数が少ない理由や原因を把握し、同様の事態にならないように準備する（繋げていく）ことが望ましいと考える。</p>	P42, 43	措置完了	<p>多くの事業者の参加を得るため、プロポーザル方式による業務委託においては、事業者情報を多く収集し、参加可能性がある事業者に対して、情報提供を行うよう改善した。</p>		こども未来課
意見	<p>②委託事業費収支決算書の記載について さんきゅうパパピカイチコンテスト事業について、平成 30 年度の委託事業費収支決算書を閲覧したところ、各科目の予算額と決算額が、全て一致していた。一致の理由を、県を通じて委託先に対して確認したところ、委託事業費収支決算書は、取組単位で委託事業費収支予算書と一致させるもの、との理解だった。これでは、委託事業費の各科目の予算が実績に対して適当な金額か否か、事後的に確認することができない。また、事業が継続する場合、委託事業費の実績を基に予算を適切に見直すことができない。そのため委託先に対し、委託事業費収支決算書に収支を正確に記載するよう指導すべきである。</p>	P43	措置対応中	<p>今後の委託事業費収支決算書の記載にあたっては、委託先に対し、収支を正確に記載するよう指導する。</p>	令和 3 年 3 月	こども未来課

B-03 ふじのくに少子化突破戦略応援事業費

意見	<p>①消費税仕入控除額等に係る取扱いについて</p> <p>本事業では、補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、市町から県への報告漏れが1件、発見された。これは、県は市町からの報告がないため、該当がないものと判断していたためである。</p> <p>県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町に報告を求めることで、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>	P46, 47	措置完了	<p>消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、各市町に対し、交付要綱に定める消費税控除仕入額報告書を提出するよう依頼し、返納額がない場合についても報告を求めるように改善した。</p> <p>なお、報告漏れが判明した1件については、既に返還が完了している。</p>	こども未来課
意見	<p>②補助金対象経費の確認</p> <p>今回、補助金関連書類を閲覧したところ、市町の会計伝票を、支出の根拠資料として添付している市町があった。その伝票には、支払い先は「〇〇明細参照」と記載されているが、その明細は添付されず、誰に対して支払われているのかわからないものがあった。</p> <p>県による補助対象経費の確認に際して、具体的な取引内容を把握する必要があるが、枚数が複数にわたる〇〇明細を電話で確認するのは、効果性や効率性に疑問が残る。また、県の手元に〇〇明細が残っていないため、事後的な検証も行いづらい。</p> <p>補助対象経費か否かの確認は、補助金事業において、非常に重要な手続きである。現行の方法が、効果的かつ効率的とは考えづらく、紙資料の提出を該当部分に限って枚数を減らす、又はデータで入手するなど、現行の方法を改善すべきと考える。</p>	P47	措置完了	<p>補助対象経費の確認の際、市町に対し、明細についても資料提供を求めるとし、提出可能な場合は電子データでの提出も可能とした。</p>	こども未来課

B-04 こども体験・交流推進事業費						
意見	<p>①活動指標の設定について 本事業には活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考えることから、活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、事業内容が体験教室事業や普及・実践事業であることから、その参加人数が適当と考える。</p>	P50	措置完了	<p>本事業に、参加人数の活動指標を設定する。</p> <p>また、委託契約の仕様書等に明記し、委託先の団体と共有する。</p>		こども未来課
意見	<p>②委託費の積算根拠について 本事業の委託は単独随意契約であり競争入札の方法によらないため、委託費の積算根拠が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをかけていく必要がある。今回のヒアリングにおいて、積算根拠の見直しをする際に、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との比較・分析が行われていなかった。</p> <p>委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、必要に応じて委託先にヒアリングを行って、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。</p>	P50, 51	措置対応中	<p>実績報告時に、委託事業費収支決算書を提出させ、必要に応じて委託先にヒアリングを行い、翌年度事業で積算根拠の見直しが必要か否か、検討する。</p>	令和3年3月	こども未来課
意見	<p>③メニュー事業の参加人数について 県は、メニュー事業の各個別事業について、毎年、目標参加人数を設定している。平成30年度の各個別事業の参加人数は、平成29年度より減少していた。</p> <p>県は、各個別事業の具体的な内容（実地時期や子供会の選択）は委託先に委任しているが、参加人数の目標を明示していないため、各個別事業の計画段階で、適切な指示を出すべきである。例えば、委託要領に各個別事業の目標参加人数を記載し、委託先に対して目標値を具体的に明示すべきである。</p>	P51	措置完了	<p>本事業に、参加人数の活動指標を設定した。</p> <p>また、委託契約の仕様書等に明記し、委託先の団体と共有した。</p>		こども未来課

B-05 認定こども園整備事業費助成						
意見	<p>①実績報告書の竣工年月日について 原則として、補助金は、工事完了を条件として交付されるため、実際の工事完了日を正確に把握することは、補助金の不正交付を防ぐ観点から、非常に重要な確認項目である。平成30年度の提出書類を閲覧し、実際の工事完了日をヒアリングしたところ、竣工年月日と一致しないケースが散見された。</p> <p>契約期間終了日と工事完了日は、同一年度であることから、工事未完了による補助金の不正交付はなかったが、補助金の不正交付にならないよう、確実に工事完了日をおさえるべきである。</p>	P54	措置完了	<p>令和元年度以降、工事完了日を正確に把握するため、当該日が記載された工事完了届等を提出させることとした。</p> <p>また、工事完了をもって竣工年月日とすることとした。</p>		こども未来課
B-06 保育所等整備事業費助成						
意見	<p>①実績報告書の竣工年月日について 原則として、補助金は、工事完了を条件として交付されるため、実際の工事完了日を正確に把握することは、補助金の不正交付を防ぐ観点から、非常に重要な確認項目である。平成30年度の提出書類を閲覧し、実際の工事完了日をヒアリングしたところ、竣工年月日と一致しないケースはなかったが、補助金の不正交付にならないよう、確実に工事完了日をおさえるべきである。</p>	P57	措置完了	<p>令和元年度以降、工事完了日を正確に把握するため、当該日が記載された工事完了届等を提出させることとした。</p>		こども未来課
B-07 子育て支援施設整備費助成						
意見	<p>①実績報告書の竣工年月日について 原則として、補助金は、工事完了を条件として交付されるため、実際の工事完了日を正確に把握することは、補助金の不正交付を防ぐ観点から、非常に重要な確認項目である。平成30年度の提出書類を閲覧し、実際の工事完了日をヒアリングしたところ、竣工年月日と一致しないケースが散見された。</p> <p>契約期間終了日と工事完了日は、同一年度であることから、工事未完了による補助金の不正交付はなかったが、補助金の不正交付にならないよう、確実に工事完了日をおさえるべきである。</p>	P60	措置完了	<p>令和元年度以降、工事完了日を正確に把握するため、当該日が記載された工事完了届等を提出させることとした。</p> <p>また、工事完了をもって竣工年月日とすることとした。</p>		こども未来課

意見	<p>②放課後児童クラブの設置について 今回、市町別の放課後児童クラブの数と小学校の数を比較してみたところ、放課後児童クラブ数÷小学校数でみると、100%以下の市町が8つあることが確認できた。</p> <p>放課後児童クラブは、放課後にそのまま小学校の教室を利用して、そこに、教職員のOBに参加してもらうような形で運営できれば、児童の安全管理上も教育上も望ましいと考える。静岡県でも、放課後や週末等に教室や公民館を利用した放課後子供教室という取り組みも行われており、放課後児童クラブについて、小学校の設置状況を考慮し、優先的に学校施設を活用していくことで利用希望者の増加に対応しながら、待機児童解消を図っていくべきである。</p>	P61	措置 対応中	<p>国が示す新放課後子ども総合プランに則り、市町が作成する子ども・子育て支援事業計画の進捗管理を行い、引き続き施設整備を支援していく。</p>	令和4年 3月	こども 未来課
----	--	-----	-----------	--	------------	------------

B-08 保育対策促進事業費助成

意見	<p>①消費税仕入税額控除税額等に係る取扱いについて 本事業では、保育対策等促進事業費補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、県への報告漏れは発見されなかった。</p> <p>しかし、他事業では報告漏れが発見されたため、県は、課税事業者又は市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町に報告を求めることで、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。</p>	P65	措置 完了	<p>消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、保育対策等促進事業費補助金交付要綱の改正通知を发出する際に、各市町に対し、交付要綱に定める消費税控除仕入額報告書を提出するよう依頼し、返納額がない場合についても報告を求めることとした。</p>		こども 未来課
----	--	-----	----------	---	--	------------

B-09 多様な保育推進事業費助成

意見	<p>①消費税仕入税額控除税額等に係る取扱いについて 本事業では、保育対策等促進事業費補助金交付要綱に、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額」に関する取扱いの記載がある。</p> <p>今回、あらためて、当該事項の報告漏れの有無を確認したところ、県への報告漏れは発見されなかった。</p> <p>しかし、他事業では報告漏れが発見されたため、県は、課税事業者又は</p>	P69	措置 完了	<p>消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額については、多様な保育推進事業費補助金交付要綱の改正通知を发出する際に、各市町に対し、交付要綱に定める消費税控除仕入額報告書を提出するよう依頼し、返納額がない場合についても報告を求めることとした。</p>		こども 未来課
----	---	-----	----------	---	--	------------

	市町からの報告漏れは起こりうるものとして、課税事業者が消費税の還付に該当するか否かを問わず、市町に報告を求めることで、補助金の返還漏れとなる可能性を減らすべきである。					
B-10 年度途中入所サポート事業費助成						
意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>本事業では、年度途中の低年齢児待機児童の増加を抑制することを目的とし、成果指標を待機児童0としている。待機児童数は、出生数・保護者の就業希望数・保育施設整備数・保育士配置数等、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業での成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標（又は成果指標を補足する指標）としては、本事業は年度途中に増加する低年齢児（0～2歳児）の待機児童解消を図る目的で実施されることから、年度途中入所する児童のための保育士等を配置した施設の数を設定することが適当と考える。</p>	P72, 73	措 置 困 難	<p>成果指標は変更しない。</p> <p>市町が地域の実情を勘案して、待機児童解消のために、当該事業の採択の可否を決定しているため。</p> <p>待機児童が生じていないなどの理由により、事業を実施しない市町もあるため、施設の数成果指標として設定することは適当ではないと考える。</p>		こども 未来課
B-12 放課後児童クラブ運営費助成						
指摘	<p>①市町からの交付申請や実績報告のチェックについて</p> <p>担当課では、市町からの交付申請や実績報告のチェックを行っている。平成30年度のファイルを確認したところ、申請書類や内容に関するチェックリストに、本来、全ての項目について問題がないことを確認して「はい」の欄にチェックマークがついているべきところ、「いいえ」の欄にチェックマークがついたままのものや、空欄のままになっているものが散見された。</p> <p>今後の内部統制の整備・運用を進める観点からも、毎年、エラー事項が発見されることが多いのであれば、チェックリストに一次チェックと二次チェックの欄を設けることや、一次チェックと二次チェックの実施日や上長の確認日を記録することなど、チェックリストの様式や活用方法を見直すべきである。</p>	P79	措 置 完 了	<p>従前の上書き形式のチェックリストから、一次チェックと二次チェックの欄を調べたものに改善した。</p> <p>また、チェック項目の確認日を設定するとともに、担当以外の者によるダブルチェック欄を設けることにより、確認漏れの防止を図ることとした。</p>		こども 未来課

B-13 保育士等確保対策事業費						
意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>本事業は、待機児童解消のため、保育所及び認定こども園を整備し保育の受入枠を増加させることを目的としており、成果指標を待機児童0としている。待機児童数は、保育士の不足のみならず、出生数・保護者の就業希望数・保育施設整備数・保育士配置数等、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業は潜在保育士の掘り起こしや就職支援、保育士と保育所とのマッチング、保育士資格未取得者への支援等を通じて保育士増員を目的とすることから、保育士等の就業数とすることがより適当と考える。</p>	P83	措 置 困 難	<p>指標の変更はしない。</p> <p>保育士等の就業数に影響を与える求人者数は、労働需給の状況によって変動するため、「保育士等の就業数」を成果指標として設定するのは適当でないと考える。</p>		こども 未来課
意見	<p>②活動指標の設定について</p> <p>本事業は、新規求職登録者数を活動指標としているが、これは事業活動の成果であり成果指標と考える。</p> <p>活動指標としては、各メニュー事業の実施内容を踏まえると、イベント・就職説明会・研修の開催数あるいは参加者数とすることがより適当と考える。</p>	P83, 84	措 置 完 了	<p>指標の変更を行う。</p> <p>活動指標を「イベント・就職説明会・研修会の参加者数」とすることとした。</p>		こども 未来課
意見	<p>③イベント・就職説明会の参加者数について</p> <p>担当課では、イベント等の開催告知について、一般的に就職という意図をもって訪れる場所でない箇所も含まれており、広告箇所として効果的かつ効率的とは言えないと考える。一方、参加者アンケートを見る限り、イベント等の内容についての参加者の評価は高く、参加者のニーズに沿った広告方法にすることで、さらに多数の参加者を募集できたとしたら、イベント等の効果をより高めることが可能になると考える。</p> <p>参加者を増やすために、また、広報活動の評価及び見直しに向けて、できるだけアンケート項目を充実して確認すべきと考える。</p>	P84	措 置 完 了	<p>令和元年度において、新たな広報媒体としてラジオ、SNS（県フェイスブック及びツイッター）を追加した。</p> <p>併せて、更に参加者を増やすために、参加者ニーズの項目を追加するなど、アンケート内容を充実させていくこととした。</p>		こども 未来課
意見	④保育士・保育所支援センター事業	P84,	措 置	委託先の直近の支出実	令和2年	こども

	<p>の委託業務の随意契約について 本事業の委託は単独随意契約であり競争入札の方法によらないため、委託費の積算根拠が契約額となる。そのため、委託費の積算根拠の設計が重要であり、過去の積算根拠をそのまま使用するのではなく、適時、見直しをかけていく必要がある。今回のヒアリングにおいて、積算根拠の見直しをする際に、委託費の積算根拠と委託事業費収支決算書に基づく実績との比較・分析が行われていなかった。</p> <p>委託先の節項目ベースの支出実績を分析し、必要に応じて委託先にヒアリングを行って、積算根拠の見直しが必要か否か、検討すべきである。</p>	85	対応中	<p>績を分析し、必要に応じてヒアリングを行い、積算根拠の見直しが必要かどうか検討する。</p>	10月	未来課
意見	<p>⑤再委託の承認について 保育士・保育所支援センター事業においては、県社会福祉協議会に事業全般を委託し、同会は外部業者へ事業の一部を再委託している。ここで、県と県社会福祉協議会との間で交わされている委託契約書の第9条（権利義務の譲渡等の禁止）において、再委託を行う場合には、県に事前承認を求めるとなっている。しかし当該契約書では、再委託を実施する場合の具体的な指針は記載されていないため、その承認請求の範囲が不明確となっている。</p> <p>現状の方法を継続するのであれば、契約書等で、委託事業のうち核心的な部分を明確にすべきである。また、契約書等で核心的な部分を明確にしづらいのであれば、再委託については全て県へ承認請求を行うこととすべきである。</p>	P85	措置完了	<p>仕様書において、委託事業の核心的な部分を明確にしている。これについて再委託する場合には、県へ承認申請するように指導している。</p>		こども未来課
B-14 保育士修学資金等貸付事業費助成						
意見	<p>①活動指標の設定について 本事業は新規求職登録者数を活動指標としているが、これは事業活動の成果であり成果指標と考える。活動指標としては、本事業の実施内容を踏まえると、貸付件数及び貸付者数とすることが適当と考える。</p>	P88	措置完了	<p>活動指標を「貸付件数及び貸付者数」に変更することとした。</p>		こども未来課
B-15 保育士等キャリアアップ研修事業費						

意見	<p>①成果指標の設定について 本事業は、処遇改善を伴う専門性の高い指導的役割を担う保育士の養成を目的とした研修を実施することを目的としており、成果指標を待機児童0としている。待機児童数は、保育士の不足のみならず、出生数・保護者の就業希望数・保育施設整備数・保育士配置数等、複合的かつ多岐に渡る要素で定まるものであるため、本事業の成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業は保育士の養成を目的とした研修の実施であることから、研修修了者数とすることがより適当と考える。</p>	P91	措置 困難	<p>成果指標は変更しない。</p> <p>保育士キャリアアップ研修事業は、保育士の能力と経験に応じた処遇改善を図る制度に基づき実施する研修である。</p> <p>また、当研修事業は、必要となる保育人材を確保するため、保育士等の離職防止と定着を図る効果側面も持っている。</p> <p>「待機児童0」は、この「保育人材の確保」及び「施設整備」によって達成できるため、成果目標としている。</p> <p>なお、御提案いただいた「研修終了者数」は、活動指標として設定することが適当と考える</p>		こども 未来課
意見	<p>②活動指標の設定について 本事業の活動指標は新規求職登録者数としているが、本事業は保育士の養成を目的とした研修の実施であることから、研修開講数とすることがより適当と考える。</p>	P92	措置 完了	<p>活動指標を「研修修了者」に変更することとした。変更理由は前記 B-15①記載のとおり。</p>		こども 未来課
B-16 保育士登録制度事業費						
意見	<p>①保育士登録事務処理について 保育士登録内容に変更があった場合、保育士は委託先に対し保育士証書換え交付申請書を用いて、変更内容を申請することになっている。しかし、保育士証書換え交付申請書に申請者の捺印を要する様式であるにもかかわらず、申請者の捺印がないものが複数散見された。</p> <p>県では、捺印箇所には捺印のないものも、自署されていることから、法的効力には問題はないとして、捺印のない申請書も受け付けている。申請者の手間を省く観点から、申請書様式から捺印欄を除くことも検討してはどうだろうか。</p>	P96	措置 不要	<p>保育士証書換え交付申請書の様式は児童福祉法施行規則に定められており、備考欄に「氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。」とあるため、本県では署名のみでも受け付けている。</p>		こども 未来課
B-17 子育て支援員養成事業費						
意見	<p>①成果指標の設定について 本事業の成果指標は、ふじさんっこ応援隊参加団体数を 2,000 団体にすることとしているが、その成果</p>	P99, 100	措置 困難	<p>子育て支援員は、子育て支援に関心のある県民が研修を受講し、小規模保育等の保育分野や地域</p>		こども 未来課

	<p>は、本来、子育て支援員（として働く人）がどれだけ増えたのかで測るべきであり、現在の成果指標は直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>そのため成果指標は、各市町における子育て支援員の充足状況（どのレベルまで引き上げられたか）が適当と考える。そのうえで、充足状況が遅れている市町については、研修方法の見直しとあわせて事業を進めるべきである。</p>			<p>子育て支援拠点など、子ども子育て分野に従事する者である。</p> <p>保育士等の専門資格を持っていれば、子育て支援事業に従事が可能であり、また、各市町においても子育て支援員の必要数や充足状況を算出することは困難であることから、「各市町における子育て支援員の充足状況」を成果指標として設定することは適切でない。</p> <p>子育て支援員の養成の意義は、ふじさんっこ応援隊に参加することにより、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する機運のさらなる醸成が可能と考えるため、ふじさんっこ応援隊参加団体・個人の数成果指標として設定している。</p>		
意見	<p>②今後の事業の継続と研修プログラムの検討について</p> <p>本事業の活動指標は子育て支援員養成人数（研修修了者数）であり、その目標値を 2,000 人としている。令和 2 年度には、ほぼ目標に到達する見込みであり、目標値の妥当性を再検証したうえで、今後の事業の継続性を検討すべき時期に来ている。</p> <p>また、研修は、全国共通のカリキュラムに沿って、各都道府県で展開されている。静岡県では、研修の運営は民間事業者に委託しているが、これからも今までどおりのやり方で研修を継続する必要があるのか、また、継続的に研修を行うとしても、今までよりも小規模、ローコストで行えるようなやり方がないのか、ということを検討する必要がある。</p>	P100, 101	措置 対応中	<p>本事業の活動指標である、子育て支援養成人数（研修修了者数）2,000 人について、令和 2 年度に達成が見込まれるが、全ての研修修了者がすぐに子育て支援事業に従事できるとは限らず、また、従事しても離職してしまう方もいる。</p> <p>よって、研修修了者数 2,000 人を達成しても、研修未受講で新たに子育て支援事業に従事する方がいると想定されることから、子育て支援員の養成を継続していく必要がある。</p> <p>なお、令和 2 年度において、市町における子育て支援員研修修了者の従事状況と今後の必要養成数を調査し、目標値を再設定する予定である。</p> <p>研修の実施方法については、これまでも専門研</p>	令和 3 年 3 月	こども 未来課

				<p>修の講義のうち受講者数が少ないものや類似の研修が別に行われているものについては随時廃止している。また、事業費縮減のため、一般競争入札により委託事業者を決定している。今後も受講状況や他の研修の内容を鑑みて、講義の継続の要否や規模の検討を行うとともに、コスト縮減を図っていく。</p>		
B-18 安心こども基金積立金						
意見	<p>①基金の運用について</p> <p>県は、将来の事業に充てるために積み立てている基金について、目的を損なわない範囲で、出納局が一括運用している。基金の運用方法については、出納局が各担当課から希望に基づき、運用方法を預金と債券で分けている。</p> <p>預金と債券の運用利回りに差が大きい現状において、基金の運用に当たっては、目的を損なわない範囲で、できるだけ運用益が確保できるよう、債券運用を行い、事業実施に回せる資金を自ら増やしていく姿勢を求めたい。</p>	P104, 105	措置完了	<p>令和2年度から、基金の一部を債券運用とし、運用益の確保に取り組んでいる。</p>		こども未来課
B-19 身体障害児育成医療等扶助費						
意見	<p>①平成30年度「福祉行政報告例」「実績調査」の誤りについて</p> <p>平成30年度の「福祉行政報告例」及び「実績調査」の資料を確認したところ、2市の報告内容に誤りがあった。最終的な国との精算は、6月の「実績報告」をもとに行っており、この報告の前に誤りに気がつき修正したことから、補助金の交付は正しい数値を基礎に行われている。しかし、実績調査は国の施策反映等に用いられるものであるから、この数値が誤ったままであるのは適切でない。また、実績報告の提出前に、集計をやり直したことで、事務が不効率となっている。</p> <p>県は報告数値の誤りを減らすために、県による確認作業の明確化や他市町への注意喚起等の対応をとるこ</p>	P109	措置完了	<p>令和2年度に実施した平成31年度「福祉行政報告例」の様式に県独自で前年度との比較欄を追加し、不自然に大きい(小さい)数値となった場合には増減理由の記載を求めることとした。</p> <p>また、県で確認する事項をまとめたチェックリストを作成し、県の確認作業を明確化した。</p> <p>今後もチェックリスト等の見直しを行いながら、報告数値の誤りを減らすよう努めていく。</p>		こども家庭課

	とが望ましいと考える。				
B-21 こども医療費助成					
意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しが効果的かつ効率的にできないと考えられることから、成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、事業が子育て家庭の経済的負担の軽減を目的としていることから、自分の住むまちが子どもを生み、育てやすいところだと思ふ人の割合とするのが適当と考える。</p>	P115, 116	措置完了	<p>本事業は子育て家庭の経済的負担の軽減を目的としているため、自分の住むまちが子どもを生み、育てやすいところだと思ふ人の割合を成果指標として設定した。</p>	こども家庭課
意見	<p>②受給者証の自動更新の取り扱いについて</p> <p>現状、「こども医療費助成事業事務取扱要領（以下、県の要領）」では、受給者証の自動更新を認めるか否かは明示されていないが、事務調査を行った市町に対しては、調査結果で実質的に認めている状況である。</p> <p>事務の効率性の観点から、現状の市町の自動更新の取り扱いを認めるのであれば、県の要領においても、自動更新の取り扱いも可能である旨を明示することが望ましいと考える。</p>	P116	措置完了	<p>県の要領において、自動更新の取り扱いも可能である旨を明示する改正を行うこととした。</p>	こども家庭課
B-22 不妊治療費助成					
意見	<p>①データの入手と分析について</p> <p>日本産科婦人科学会が作成・公表している資料は、全都道府県のデータが集計対象とされているため、静岡県制度利用者の特定不妊治療の内容・結果及び妊娠の経過に関するデータは把握できていない。また、当該データがないため、実態の分析等も行っていない。</p> <p>本事業に県負担（1/2）があることから、県は厚生労働省・日本産科婦人科学会等に静岡県の詳細な情報の提供を働きかけ、実績を把握すべきと考える。</p> <p>そのうえで、現制度（年齢制限、年収要件等）の適切性や、実施医療機関の治療の適切性の検討、事業の</p>	P119, 120	措置完了	<p>日本産科婦人科学会に都道府県別のデータの提供を働きかけた。</p> <p>データが提供された際は事業の分析等に活用していくこととした。</p>	こども家庭課

	指標の一つとしての活用等を行うべきと考える。					
意見	<p>②「保健所チェックリスト」の様式及び運用について</p> <p>各健康福祉センターが作成した「特定不妊治療費助成 保健所チェックリスト」を閲覧したところ、チェック欄が空白になっているもの、担当者欄に記載がないもの等が散見された。</p> <p>現状の運用では、空白となっている部分については、該当なしなのか、フォローが必要なものなのか判別できない。また、受付者が記載されていないと、受付の担当者が分からず、個別対応が必要となった場合に時間がかかってしまう恐れがある。</p> <p>チェックリストの各項目について、その要否の検討を行い、内容の見直しを行うべきと考える。そのうえで、チェックリストの記載方法について、マニュアルを設けるべきと考える。</p>	P120	措置完了	<p>空白が多かったチェックリストの各項目の要否の検討を行い、不要な項目を削除したチェックリストに修正し、担当者に説明した。</p> <p>なお、チェック項目が減ったことから、担当者へ記載方法の説明は行ったが、マニュアルは作成しないこととした。</p>		こども家庭課

B-23 不妊・不育総合支援事業

意見	<p>①不妊・不育専門相談センター電話相談事業について</p> <p>本制度では、毎週2回、保健師及び助産師が電話で不妊症・不育症に関する相談に応じており、相談件数は減少傾向にある。県において相談件数の減少要因を検討しているが、利用者アンケート等は行っていないため、詳細な分析はできていない。本事業をより効果的に実施するためには、まずは、利用者ニーズの把握・分析と、それに沿った活動指標の設定が必要である。</p> <p>本事業に関しては、今後、委託事業とすることも検討中とのことである。委託化に際しては、「事業評価につなげるためには、どのような情報が必要か」という観点を十分検討し、当該情報の収集についても、委託の要領の中に盛り込む必要があると考える。</p>	P124, 125	措置完了	<p>令和2年度より、電話相談事業は、一般社団法人静岡県助産師会に委託を行い、電話相談開設日も週2回から週3回に拡大した。</p> <p>令和2年度相談業務の委託要領の報告書に、相談時間、性別・年齢・相談者の地域・職業・相談内容等を盛り込んだ。</p> <p>今後、相談者の状況の分析を行い、委託における事業評価に役立てていく。</p>		こども家庭課
意見	②不妊・不育専門相談センターの面接相談事業について	P125, 126	措置完了	令和元年度に実施した利用者の満足度調査を踏		こども家庭課

	<p>平成 30 年度において面接相談を実施したのは 18 枠であり、残りの 78 枠は面談がなかった。その理由は、面接相談を担当する医師の日程調整がつかない点と面接相談の予約がない点があげられる。</p> <p>それぞれの現状を踏まえると、本事業の運営は、利用率の向上、医師の負担軽減、サービスへのアクセスの公平性・容易性の向上といった面で改善が必要である。従来と比較して不妊治療が一般的になる中で、本事業の役割期待を踏まえ、事業の在り方・必要性の観点から、見直しをする必要があると考える。</p>			<p>まえ、令和 2 年度から、面接相談については、東部・中部・西部地区の 3 会場で開催することとした。</p> <p>今後も実施にあたり、相談利用後にアンケート調査を実施、継続して、利用者ニーズの把握を行いながら、事業の見直しを検討していく。</p>		
意見	<p>③一般不妊治療費助成・不育症治療費助成 事務調査について</p> <p>平成 30 年度の事務調査結果を閲覧したところ、この年に補助制度の一部が変更になったこともあり、いくつかの市町に対して改善指導・助言事項があった。</p> <p>県内市町への事務調査は 3 年周期で行っているため、全ての市町に指導が行き届くまでにはタイムラグがある。市町の誤りを防止する観点から、県は定期的に市町に対して情報発信することが望ましいと考える。</p>	P126, 127	措 置 完 了	<p>本年の調査結果から、市町に情報提供することとした。</p>		こども 家庭課
B-24 乳幼児検査・健診事業費						
意見	<p>①契約単価の適切性の検証について</p> <p>本事業は昭和 52 年に開始し、昭和 57 年に先天性甲状腺機能低下症の検査が加わって以降は、公益財団法人静岡県予防医学協会（以下、予防医学協会）に継続して検査を委託している。委託は随意契約となっているが、予防医学協会が「タンデムマス法により 21 疾患すべての検査ができる県内唯一の検査機関」のためである。</p> <p>本事業は、専門的知識や設備が要求されサービスを供給可能な委託先が限られることから、適切な方法で牽制をかけないと、価格が不合理に高くなってしまうリスクがある。積算根拠の詳細なヒアリングの実施や、他の都道府県等との契約単価の定期的な比較等を通じて、委託先の提示した単価が適切であるかを検討する必要があると考える。</p>	P131, 132	措 置 完 了	<p>令和 2 年度から委託先からの積算根拠のヒアリングを実施した。</p> <p>また、近隣や検査の内容が近い都道府県等の情報を収集し、契約単価の比較を行うことで、委託先が示した単価が適切であるかを検討していくこととした。</p>		こども 家庭課

B-25 難病・医療活動事業費						
意見	<p>①補助事業の実績報告の適切性について</p> <p>今回、全国心臓病の子どもを守る会静岡県支部（以下、「守る会」とする）から提出された実績報告を検証したところ、補助対象事業ではない事業にかかる経費が、補助金の実績報告に記載されていた。</p> <p>補助対象事業ではない事業にかかる経費は、補助金ではなく守る会の会費から充当されていたため、実質的な問題にはならないと考えるが、補助金の実績報告は補助金の用途の適切性を検証するために作成されるものであるから、実績報告には補助対象事業にかかる経費のみを含めることが適切と考える。</p> <p>また、守る会へは、この補助金のほかに、「民間社会福祉・保健衛生活動促進事業費補助金」も支給されている。実績報告を確認したところ、複数の事業に係る共通経費（例えば交通費等）の按分方法が明確にはなっていないかった。</p> <p>実績報告にあたっては、共通経費が適切に按分されていることが分かるような形式で報告を求めることが、経費の重複計上等を防止・発見するためには適切と考える。</p>	P135	措置完了	<p>全国心臓病の子どもを守る会に対して聞き取りを行い、令和元年度実績から、補助対象事業外のもののは県の補助金を使用していないことが分かる報告書を提出いただいた。</p> <p>また、経費の重複がないことが分かる資料及び按分方法がわかる資料を添付してもらった。</p>		こども家庭課
B-26 「健やか親子21(第2次)」強化推進事業費						
意見	<p>①委託費の適切性の検討について</p> <p>委託費の積算根拠と、両団体からの委託業務費の収支決算書（実績額）を比較すると、委託費積算根拠と実績額では、内訳金額に差異が生じている。</p> <p>本事業はいずれも随意契約であり、競争原理が働かないことを考えると、実績に照らして委託費の積算を適切に行わないと、委託費が過大になる恐れがある。毎年、実績報告の内容を把握し、委託の趣旨に沿った支出がなされているか検討するとともに、翌年の委託費の積算の見直しに反映させるべきであると考え</p>	P138, 139, 140	措置完了	<p>実績報告の内容を精査し、令和2年度の委託費の積算の見直しに反映させた。</p>		こども家庭課
意見	<p>②研修会の内容の検討について</p> <p>各研修会の研修参加人数は、年に</p>	P140,	措置	<p>委託先と事業内容の打合せを行い、研修内容等</p>		こども

	<p>よってばらつきが見られる。そのうち、母親教室の研修参加人数（参加保護者数）が減少傾向にある。</p> <p>本事業の実施要項では、研修内容については、「静岡県と協議のうえ、事業計画を立案する（医師会委託分）」、「保健所と協議のうえ、市町の協力を得て立案する（歯科医師会委託分、う歯予防指導者養成事業）」と規定されているが、実質的には、委託先に任せているとのことである。そのため、県では、研修の内容・実施時期等が適切であったか、ニーズに応じたものになっていたかどうかなどの検証は行っていない。</p> <p>本事業の活動指標は研修参加者数であり、その目標を達成するには受託者との連携を深めることが重要であると考えられる。</p>	141	完了	<p>を確認した。参加人数の目標を共有し、参加者を増やすための方策を一緒に検討していくこととした。</p>		家庭課
--	--	-----	----	---	--	-----

B-27 小児救急電話相談事業費

意見	<p>①委託事業者の選定について</p> <p>本事業は、厚生労働省が進める、こども救急電話相談（#8000事業）を静岡県で展開しているもので、本県における事業については、委託事業者と本県の間で契約を締結している。</p> <p>今回の監査において、手続上の不備は確認されなかったが、提案競技会に参加する事業者が少ない状況が続いているため、担当課には、競技に参加しない4業者に対する不参加理由の確認や、厚生労働省への受託可能事業者の確認などを求めたい。</p>	P144	措置完了	<p>提案競技に参加しなかった4事業者に対し、照会した結果、人員の確保が困難であること等が不参加の理由であった。事業の性質上、必要人員が確保できない事業者に参加を促すことは困難であるが、今後の提案競技においても参加を働きかけたい。</p> <p>また、厚生労働省からは、現時点で、事業者に関する新たな情報は得られなかった。</p>		地域医療課
意見	<p>②事業の有効性の評価について</p> <p>本事業は国が進めている事業ではあるが、委託業者の選定など実際の運用は都道府県が行っている。本事業の認知度や不満については、国が調査を行っているが、都道府県別の調査結果は公表されていないため、静岡県の状況については確認できない状況である。</p> <p>したがって、事業の認知度の調査や、委託業者による対応に関する満足度調査の実施を県として検討すべきである。</p>	P145	措置完了	<p>令和2年度契約に向けた提案競技において、満足度調査実施の可否を評価基準に新たに加え、事業者からの提案を募ったものの、提案はなかった。</p> <p>認知度や満足度を把握することは重要なことから、次回以降の提案競技においても、事業者からの提案募集を継続する。</p>		地域医療課

B-28 産科医療施設等整備事業費助成					
意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>本事業の目的は、分娩取扱施設の新設やリニューアルを促進し、身近な地域で安心して子どもを産める環境を整備することである。</p> <p>したがって、本事業の成果は、身近な地域の分娩取扱施設をどれだけ維持できたか、という直接的な観点で測るべきである。</p>	P148	措置完了	<p>事業目的の達成度を測る指標として、県内の分娩取扱施設数を成果指標とする。</p> <p>指標の推移については行政資料等に掲載し、部内で共有を図る。</p>	地域医療課
意見	<p>②事業計画の顛末書の取扱いについて</p> <p>本事業では、分娩取扱施設に対して、施設や設備を整備する際は複数の業者による入札を行うことを求めているが、今回、平成30年度事業について顛末書が提出された案件5件について内容を確認したところ、4件は、入札未実施に関する顛末書であった。</p> <p>今後は、取引の公正性や客観性を担保するため、入札手続きの実施をより一層徹底するとともに、顛末書（もしくは実績報告書）には、入札未実施に対する担当課の判断を付記すべきである。</p>	P149	措置完了	<p>令和元年度は、補助金の内示に合わせ、各補助事業者に対し、個別に入札等の必要性を説明するとともに、随時、入札準備、事業進捗の状況を確認した。その結果、全ての補助事業者が、複数の価格を比較の上で、契約者を決定した。</p>	地域医療課
B-29 産科医療確保事業費					
意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>本事業の目的は、産科医や助産師の待遇を改善し、その数を増やすこと（減らさないこと）であるが、以下のとおり、3つある成果指標のうち、ア及びウは、本事業の成果を直接的に測りにくい指標となっている。</p> <p>ア：4歳児以下の乳幼児10万人当たりの死亡数</p> <p>イ：手当支給施設の産科・産婦人科医師数</p> <p>ウ：分娩1,000件当たりの分娩取り扱い医療機関勤務産婦人科医師数</p> <p>本事業の目的に合わせて、イのように、産科医や助産師の数から成果を測ることがより適当と考える。</p>	P154	措置完了	<p>事業目的の達成度を測る指標として、手当支給施設の産科・産婦人科医師数を成果指標とする。</p> <p>指標の推移については行政資料等に掲載し、部内で共有を図る。</p>	地域医療課
意見	<p>②実績報告書の確認について</p> <p>制度を利用する病院や診療所（平成30年度の実績で68）が作成する実</p>	P154, 155	措置完了	<p>令和元年度の実績報告確認作業では、補助事業者ごとに、報告書の記載</p>	地域医療課

	<p>績報告書（基礎資料含）は、4月に県へ提出されるため、担当者は県庁内部での支払手続きに間に合わせるために、そのチェック作業に追われることになっている。</p> <p>事前にチェックすべき項目を明確化するとともに、その結果を見えるようにしてチェック作業の進捗状況を誰もが把握しやすい状態にすべきである。</p>			<p>内容や添付書類の適否を確認するためのチェックリストを作成し、チェック作業の進捗状況を可視化した。</p> <p>また、補助金交付確定起案時に、確認が完了した当該リストを添付することで、担当以外によるチェック作業の進捗状況の確認が可能になった。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

B-30 東部看護専門学校助産師養成課程設置準備費

意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>助産師を増やすための事業であるが、成果指標は「人口10万人当たりの看護職員数」としている。</p> <p>本事業は、毎年定員の10人を着実に助産師に育て上げることが成果であるので、それを成果指標にするべきと考える。また、人口10万人当たりの助産師数の目標値を人口で割り返して、助産師の目標数を指標としてもよいと考える。</p>	P158	措置完了	<p>本事業の目標は県内及び県東部地域の助産師数を増加させ、安心・安全な医療を提供することである。人口に対する助産師数の増加が目標の達成に繋がることから、人口10万人あたりの助産師数を成果指標に設定する。行政資料に掲載して部内で共有を図り、達成に向けて取り組む。</p>		地域医療課
意見	<p>②設置検討時の中長期的なプランについて</p> <p>助産師養成課程の設置に関する基礎資料を確認したところ、重要な検討事項（過程）の説明がなかった。一方、設置準備会の資料には、重要な検討事項（過程）の説明はあるものの検討過程の重要なポイントが複数の資料に点在していて、1つにまとまっていない。</p> <p>設置時点における検討過程を、事業の概要をまとめた資料の中に残しておき、将来の状況が変化した時に見直しやすくすることが重要である。</p>	P158, 159	措置完了	<p>看護専門学校の助産師養成課程の設置に関する資料を収集し、設置の検討過程を改めて整理した。今後、課程の運営状況をモニタリングする際の資料とする。</p>		地域医療課

B-31 児童虐待防止対策事業費

意見	①市区町村子ども家庭支援拠点の設置に向けて	P163	措置	児童福祉、在宅支援など市町が担う相談援助業		こども
----	-----------------------	------	----	-----------------------	--	-----

	<p>平成 30 年度の市区町村子ども家庭支援拠点の設置状況は全 35 市町中 6 市町であり、令和元年度設置状況は 4 市町増えて 10 市町となっている。拠点未設置の市町においては、各市町村単位で、専門職であるこども家庭支援員や虐待対応専門員等の募集をしているが、一般職と同じ募集方法であり、なかなか採用に結びつかないと考えられる。</p> <p>現在、令和 4 年度まで間もない時期となってきたため、県においては、市町における専門職の募集をサポートするなど、拠点未設置の市町の問題解決に向けた、具体的な支援を検討する時期が来ていると考える。</p>		完了	<p>務への理解を促すとともに子ども家庭総合支援拠点の設置促進のための研修を実施している。この中で、拠点未設置の市町からは専門資格等を有する人材の確保が課題の 1 つとして挙げられていることから、県内の児童福祉業務に従事する人材の確保をすることを目的に、令和 2 年度から大学に在学する学生等を対象とした合同説明会等を実施する新たな事業（児童相談所等人材確保事業）を実施することとした。</p>		家庭課
意見	<p>②弁護士が職務を行い得るか否かの確認について</p> <p>本事業においては、令和元年度より、特別職非常勤職員として弁護士を配置し、主として児童相談所の業務に係る法律相談業務に当たっている。担当課は、特別職非常勤職員として弁護士を配置する際に、弁護士法及び弁護士職務基本規程による弁護士が職務を行い得ないとされる場合に該当しないか、静岡県弁護士会（子どもの権利委員会）に依頼して確認している。</p> <p>後日になって弁護士が職務を行い得ないと判明することもあるため、事業の混乱をできるだけ避けるために、当該弁護士が職務を行い得るか否か、現在の方法に加えて、できるだけ確認すべきと考える。</p>	P163, 164	検討中	<p>弁護士法及び弁護士職務基本規程による弁護士が職務を行い得ないとされる場合に該当しないか確認した上で、静岡県弁護士会から任用者の推薦をいただいている。弁護士個人による宣誓書については、内容、書式含め、静岡県弁護士会と協議中である。</p>	令和 3 年 3 月	こども家庭課

B-32 児童相談所等職員専門研修事業費

意見	<p>①予算の未執行について</p> <p>予算の未執行率が 20%を超える相談所等が散見される。これは、主として、計画された研修の未受講によるものである。「児童相談所等職員専門研修実施要綱」を定め、研修に係る基本方針及び基本計画に基づいた研修の推進を図る趣旨からすると、研修の未受講は、職員の専門性や技術を磨く機会を奪い、職員の質の向上を阻害することになる。そのため、予算の未執行率が高い状況は望ましい姿ではないと考える。</p>	P168, 169	措置完了	<p>未受講となった研修について、未受講理由を R 2 年度より聴取している。未受講率が低くなるよう、所属長の集まる推進会議でも注意喚起した。研修受講希望については所員の職務従事年数や職歴等を踏まえるよう各児童相談所に依頼しているほか、受講決定に際しても全体のバランスを考慮するなどしている。</p>		こども家庭課
----	--	-----------	------	--	--	--------

	研修の未受講によって、予算の未執行率が高くなるのであれば、できるだけ、未受講とならないようにすべきである。また、保守的に予算を多めにとっているため、予算の未執行率が高くなるのであれば、限られた予算を計画以上に確保して他相談所等の研修機会を奪うことになることから、予算設計を見直すべきである。			今後も、予算の中でより多くの職員が研修を受講出来るよう、年度途中で複数回の執行率把握を行っていくこととした。		
--	---	--	--	--	--	--

B-33 DV相談体制強化事業費

意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業がDVの未然防止や早期支援によるDV被害者の減少を目的としていることから、過去1年間にDVを受けたことがある人の割合とするのが適当と考える。活動指標としては、事業内容がDV相談体制の強化であることから、DV相談受付件数が適当と考える。</p>	P173, 174	措置完了	令和2年度事業開始に当たり、「過去1年間にDVを受けたことがある人の割合」を成果指標に、「DV相談受付件数」を活動指標に設定した。		こども家庭課
意見	<p>②DV相談ダイヤルの受付時間について</p> <p>平成30年度のDV相談受付数の実績を見ると、業務時間外のDV相談受付数が、全体の10%超を占めている。相談希望者が業務時間外に電話が繋がらない場合、業務時間内に電話を掛けなおしていることも考えられ、業務時間外のDV相談受付数の全件が、相談できなかった受付数にはならないが、電話を掛けた相談希望者全てに対応できているかわからない状況である。</p> <p>現状、県はDV相談ダイヤルの受付があった際、昼間・夜間・時間外の3区分で受付数をおさえているが、時間帯別の受付数をおさえていない。これでは、実績に応じた受付時間の見直しが行いづらく、受付時間帯も含めて記録すべきである。</p>	P174	措置完了	令和2年4月から、DV相談ダイヤルの受付記録に受付時間帯を記載し、時間帯別受付件数を集計できるようにした。		こども家庭課

B-34 民間シェルター活用促進事業費					
意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業がDV被害者等の状況に応じ、一時保護所での保護が適当でない場合に一時保護委託することを目的としていることから、一時保護委託が適当と判断された場合のうち、一時保護委託を実施できた割合とすることが適当と考える。活動指標としては、事業内容がシェルター数確保のための運営費等の助成等であることから、民間シェルターの維持数とするのが適当と考える。</p>	P178	措置完了	令和2年度事業開始に当たり、「一時保護委託が適当と判断された場合のうち、一時保護委託を実施できた割合」を成果指標に、「民間シェルターの維持数」を活動指標に設定した。	こども家庭課
B-35 里親養育援助事業費					
意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標を「虐待による死亡児童数」としている。たしかに、「虐待による死亡児童数」は重要な指標ではあるが、本事業との因果関係が薄く、成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業が里親制度の普及促進及び里親支援の拡充により里親等委託の推進を図り、すべての児童の心身ともに健やかな成長と、将来の安定した自立を図ることを目的としていることから、たとえば里親委託率や、活動可能な里親稼働率（委託里親数/活動可能里親数）等がより適当と考える。</p>	P182	措置対応中	意見を踏まえ、成果指標として、里親稼働率を算出するべく、現在現況調査を実施中である。新たな指標として取り入れていく。	令和3年3月 こども家庭課
意見	<p>②活動指標の設定について</p> <p>本事業は活動指標を「里親登録者数」としている。たしかに、児童と受入れ候補里親双方のマッチング状況により委託可否が決まることから、受け皿としての里親登録者数を増やしていくことは重要であるが、「未委託里親」が増加したのでは本事業の実質的効果が得られないこと</p>	P182, 183	検討中	新たな指標として「委託里親（児童）数」「未委託里親数」を取り入れることについて、里親支援機関等と協議している。「未委託里親数」には、家庭の事情等により、現在里親活動が困難な里親	令和3年3月 こども家庭課

	<p>から、活動指標を「里親登録者数」のみとするのでは不十分と考えられる。</p> <p>「里親登録者数」だけでなく、「委託里親（児童）数」または「未委託里親数」を活動指標に追加したうえで、「委託里親（児童）数」または「未委託里親数」の目標達成に向けた施策を実施することが本事業の目的に沿ったものとする。</p>			も含まれているため、適切な活動指標となるのか検討していく。		
意見	<p>③里親登録者数の増加に向けた対応について</p> <p>本事業の活動指標である「里親登録者数」は増加傾向にあるが、様々な理由により里親を辞退される人もいるため、計画どおりには進捗していない。</p> <p>このような中、県全体での、「里親登録者数」の目標数値達成に向けた要因分析や対応策の検討は実施していない。</p> <p>「里親登録者数」を事業の活動指標として設定している以上、県は事業目的を達成するために主体となって、目標達成に向けた要因分析を実施し、効果的な施策を実施する必要があると考える。</p>	P183	検討中	<p>里親に登録された方が、どのような広報媒体により里親を知ったのかなどは、今後、新たに里親を獲得するうえで有効な情報をなってくると考えられる。</p> <p>意見を踏まえ、要因分析や効果的な施策の実施を検討する。</p>	令和3年 3月	こども 家庭課
意見	<p>④収支の算式（委託事業費収支決算書）について</p> <p>今回、「委託事業費収支決算書」を閲覧したところ、予算額と決算額の増減について、プラスマイナスの符号が逆に記載されているものがあった。プラスマイナスの符号が逆に記載されたのは、「委託事業費収支決算書」の作成の手引きなどがない中で、委託先事務職員の認識誤り、委託先及び県の確認不足により発生したと考えられる。</p> <p>様式のデータファイルに表計算ソフトの算式を組み込んで自動計算・表示する設定にすれば、プラスマイナスの符号が逆に記載されることはなくなると考える。また、提出された書類については、内容だけでなく、形式もきちんと確認し、不備があれば再提出させるといった対応が必要と考える。</p>	P183, 184	措置 対応中	<p>提出された書類について、内容、形式を確認し、不備があった場合には修正・再提出するよう指示している。</p> <p>様式に表計算ソフトの算式を組み込む設定とすることについては、様式変更するなどを検討中である。</p>	令和3年 3月	こども 家庭課
B-36 こどもの自立支援資金貸付事業費助成						

意見	<p>①制度活用者数の増加に向けた対応について</p> <p>本事業は、県が事業実施主体である県社会福祉協議会に対して補助金（貸付原資、事務費）を交付し、県社会福祉協議会が利用者に対してこどもの自立支援資金を貸付けているが、県社会福祉協議会の収支決算を閲覧したところ、平成 30 年度は貸付金が事務費を下回っていた。今後も、貸付金が事務費を下回る状況が続くのであれば、事業の必要性について疑義が生じることになりかねない。</p> <p>事業の活動指標として「制度を活用して就職・進学を達成した人」を設定している以上、県として事業の進捗を促す施策を実施するべきであり、実施主体である県社会福祉協議会と協力して、利用促進に向けた効果的な施策を実施する必要があると考える。</p> <p>また、事務費については、平成 30 年度の状況が続くのであれば、事業規模（貸付需要）に沿った規模に見直すことも検討する必要があると考える。</p>	P187, 188	措置完了	<p>改めてホームページで事業の広報に努め、利用者の拡大につなげていくこととした。</p> <p>また、事務費については、今後の事業利用者（貸付需要）の推移や事務量などを勘案して、適正な規模であるか都度確認していくこととした。</p>		こども家庭課
----	--	-----------	------	---	--	--------

B-37 施設で暮らすこどもの大学等修学支援事業費

意見	<p>①実績報告書の提出時期について</p> <p>「委託事業実績報告書」等を閲覧したところ、提出日が5月以降で、委託期間終了から1カ月以上経過しているものが散見された。担当課によると、委託事業実績報告書等の提出時期については、4月中を想定しているとのことであった。</p> <p>委託事業実績報告書等の提出が遅延すると、委託事業が適正になされたかの県の検証業務がそれだけ遅延することになる。</p> <p>その結果、委託事業の実施に問題があった場合の対応が適時になされず、事業の効果が十分に発揮されなくなるおそれがあると考え。そのため、委託事業実績報告書等の提出期限について、委託契約書に明示することで、適時の提出を図るのが望ましいと考える。また、委託事業実績報告書等の提出状況について県において適時に進捗を把握し、未提出</p>	P191, 192	措置対応中	<p>令和元年度実績報告書が4月末時点で未提出の受託者に対しては、提出の督促を実施した。</p> <p>令和3年度は、委託事業実績報告書等の提出期限について委託契約書に明示するため、契約書の雛形の改正を行う。</p> <p>令和2年度の実績報告書は、別途通知を発出するなどにより提出期限を周知する。</p>	令和3年3月	こども家庭課
----	--	-----------	-------	---	--------	--------

	の受託者に対しては提出の督促を実施するといった対応をすることで、適時の提出を促すことが望ましいと考える。					
B-38 社会的養護自立支援事業費						
意見	<p>①活動指標について</p> <p>本事業は活動指標がないため、事業活動の「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、成果指標の達成に向けた事業活動の評価や見直しは、効果的かつ効率的にできないと考えられることから、活動指標を設定すべきである。</p> <p>活動指標としては、本事業は施設退所者等が社会で自立するための各種支援（継続支援計画の作成や生活相談、就労相談等）を実施していることから、支援者の満足度や支援希望対象者に対する支援実施率などが適当と考える。</p>	P196	措置完了	本事業の活動指標としては、支援希望対象者に対する支援実施率を設定することとした。		こども家庭課
B-39 被措置児童等支援事業費						
意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標を「虐待による死亡児童数」としている。たしかに、「虐待による死亡児童数」は重要な指標ではあるが、本事業との因果関係が薄く、成果指標とするのは直接的ではなく、成果を測定しがたいと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業が家庭内に課題を抱え保護や支援を必要とする子どもと家庭に対する支援の充実を図ることを目的としていることから、関係者の満足度、社会的養護児童の18歳到達時進路決定率、自立達成率などがより適当と考える。</p>	P199	措置対応中	本事業は、児童養護施設入所児童等処遇改善事業（地域活動等参加費、里子指導費、自立援助費）とショートルフラン里親事業から構成される。意見のとおり、現在の成果指標では事業との関連が直接的でないため自立達成率（高校卒業後の就職）やショートルフランの利用目的の達成度などを今後、成果指標として設定するよう検討していく。	令和3年 3月	こども家庭課
意見	<p>②支弁額の限度額の見直しについて</p> <p>入所児童等の処遇向上を図るため、県が単独で措置費対象外の経費（地域活動等参加費、里子児童費、自立援助費【運転免許取得】）を支弁している。</p> <p>これら支弁額の設定根拠について、過去資料を確認しても明確な根拠を示す資料は見当たらないとのことであった。また、支弁額が妥当であるかどうかについても、定期的な見直しがなされていない状況であった。そのため、支弁額の設定根拠を</p>	P200	措置完了	関連が多い措置費の単価を参照とするなど単価設定の根拠を明確にするとともに、社会状況や類似する支援の金額などを参照し、単価の妥当性について定期的に検証し、必要に応じて金額を変更することとした。		こども家庭課

	明確にし、その妥当性については定期的に検証をしていき、設定根拠について状況が変化した場合には支弁額を変更するといった対応が必要と考える。					
意見	<p>③ショート・ルフランの活性化について</p> <p>ショート・ルフラン里親事業の活動指標である「ショート・ルフラン里親委託数」は年度により増減は見受けられるものの、概ね計画通りの水準にあるが、利用者数の増加にむけた施策を積極的に実施することが望ましいと考える。この点、県は児童養護施設との里親委託推進担当委員会や里親連合会理事会において、原因を分析し、利用者数の増加に向けた話し合いを実施しており、多くの意見が出ているものの、今後の具体的な施策までは十分に検討されていない状況にある。</p> <p>話し合い結果に基づいて、具体的な施策を立案し、それを実施したあと、結果を検証して次の施策に活かしていくことで、より効果的な事業が運営されると考える。</p>	P200, 201	措置 対応中	事業の振り返りで出された意見が制度や必要な改善（施策）につながるよう効果的な事業運営に努める。	令和3年 3月	こども 家庭課
B-40 ひとり親家庭就学支援事業費						
意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しが、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業がひとり親家庭の経済的負担を軽減することを目的としていることから、支援率（＝利用者数/想定利用者数）、自分の住んでいるまちが子どもを産み、育てやすいところと思う人の割合が適当と考える。また、活動指標としては、本事業は実施市町数の拡充による助成件数の増加が課題であることから、実施市町数や助成件数などが適当と考える。</p>	P204	措置 完了	令和2年度事業開始に当たり、「自分の住んでいるまちが子どもを産み、育てやすいところと思う人の割合（結婚後に離別）」を成果指標に、「実施市町数」を活動指標に設定した。		こども 家庭課
意見	<p>②市町の意向調査について</p> <p>本事業の実施主体は政令市以外の</p>	P205	措置 完了	未実施市町に対し聞き取りを行い、未実施の理		こども 家庭課

	<p>各市町であり、実施の有無は各市町の意向により決定される。県として、未実施の要因分析が十分になされておらず、実施市町拡大のための対応策等の検討に活かされていない。</p> <p>全市町で実施されないと、事業の効果が不十分となり、公平性も害されることから、未実施の市町の状況を精査し、その要因分析を実施した上で、実施が望ましい市町への対応策を検討し、実施市町の拡充を図っていくことが必要と考える。</p>			<p>由を精査した。精査の結果、4市町については市町独自の祝金制度等により県補助事業の実施と同程度以上の支援が行われていることが認められた。</p> <p>実施が望ましい市町に対しては担当者会議の開催等により、引き続き働きかけを行っていくこととした。</p>		
--	---	--	--	---	--	--

B-4 1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費助成

意見	<p>①成果指標及び活動指標について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直し、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業が経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭の自立を促進することを目的としていることから、自立達成率、返還免除率、貸付けを受けた者の満足度、自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところと思う人の割合が適当と考える。また、活動指標としては、本事業の事業内容から貸付件数などを活動指標に設定すべきと考える。</p>	P208, 209	措置完了	<p>令和2年度事業開始に当たり、「貸付けを受けた者のうち返還が発生していない者の割合」を成果指標に、「貸付件数」を活動指標に設定した。</p>		こども家庭課
----	---	-----------	------	--	--	--------

B-4 2 吉原林間学園改築整備事業費

意見	<p>①活動指標の設定について</p> <p>吉原林間学園改築整備工事は、平成28年度に工事開始、平成30年度に工事完了の計画であったが、工事の遅延により、平成31年度に工事完了となった。</p> <p>工事の遅延は、吉原林間学園の利用開始が遅れ、工事費の拡大に繋がる可能性が高まるため、工事の進捗管理は非常に重要である。そのため、活動指標を工事進捗率（目標進捗率に対して実際の進捗率がどうなっているか）に設定して、目標値との比較から当初の計画通りに工事が完了できるよう、関係各所で目を光</p>	P212, 213	措置不要	<p>意見のあった事業については、すでに完了している。</p> <p>工事の進捗に関しては、資材や天候などの外的要因や施工業者による管理もあり、事業課としてコントロールし難い点もあるが、今後、同様の事業を行う場合には、意見を踏まえ工事の進捗率などを指標とした実施を行う。</p>		こども家庭課
----	--	-----------	------	---	--	--------

	<p>らせるべきであったと考える。</p> <p>工事に係る事業については、活動指標として各年度の工事進捗率を設定し、目標を明確化したうえで、関係各所で進捗管理していくべきと考える。</p>					
--	---	--	--	--	--	--

B-43 ふじのくに型学びの心育成支援事業費

意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>成果指標がないことにより成果の判断等ができないため、成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、事業参加者のうち「中学3年生の高校進学率」や「高校生の中退防止率」が適当である。</p>	P217	検討中	<p>新ビジョンにある「中学3年生の高校進学率」を1つの指標として整理することも含め、どのような成果指標が適当であるのか、今後検討を進める。</p>	令和3年 3月	地域福祉課
意見	<p>②活動指標の設定について</p> <p>「学習支援実施市町数」を活動指標としているが、県の目標としては直接的ではなく、事業参加人数など、県が努力して達成可能な活動指標として設定すべきである。</p>	P217	検討中	<p>「事業参加人数」を1つの指標として整理することについて、今後検討を進める。</p>	令和3年 3月	地域福祉課
意見	<p>③キャリア形成の場の提供について</p> <p>キャリア形成の場の提供については、4泊5日等の長期合宿が参加阻害要因となっていると考えられるため、実学等の体験については、例えば1デイのイベント形式や1泊2日の短期合宿で参加可能なカリキュラムに変更する必要がある。</p>	P218	措置完了	<p>本年度より、キャリア形成の場の提供について秋・冬・春合宿において1泊2日の事業を実施することとした。</p>		地域福祉課
意見	<p>④入札方法について</p> <p>委託方法についてはプロポーザルを採用しているが、プロポーザルの参加者を増やすための取組を今後も継続して実施すべきである。また、単独随意契約を検討することも考えられる。</p>	P218 ,219	検討中	<p>プロポーザル参加者については、過去応募事業者や他自治体で事業を行っている事業者を実施の案内を行うなど、参加者増加に向けた取組を行う。</p> <p>単独随意契約については部内や会計指導課等と協議していく。</p>	令和3年 3月	地域福祉課

B-44 ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成

意見	<p>①成果指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」の</p>	P222	措置完了	<p>令和2年度事業開始に当たり、「自分の住んでいるまちが子どもを生</p>		こども家庭課
----	--	------	------	--	--	--------

	<p>良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成に向けた事業活動の評価や見直しは、効果的かつ効率的にできないと考えられることから、成果指標を設定すべきである。</p> <p>成果指標としては、本事業は、経済的に不利な状況にあるひとり親家庭における児童の健全育成を図ることを目的としていることから、支援率＝利用者数/想定利用者数、自分の住んでいるまちが子どもを生み、育てやすいところと思う人の割合が適当と考える。</p>			<p>み、育てやすいところと 思う人の割合（結婚後に 離別）」を成果指標に設 定した。</p>	
意見	<p>②市町の意向調査について</p> <p>本事業の実施主体は政令市以外の各市町であり、実施の有無は各市町の意向により決定される。県として、未実施の要因分析が十分になされておらず、実施市町拡大のための対応策等の検討に活かされていない。</p> <p>全市町で実施されないと、事業の効果が不十分となり、公平性も害されることから、未実施の市町の状況を精査し、その要因分析を実施した上で、実施が望ましい市町への対応策を検討し、実施市町の拡充を図っていくことが必要と考える。</p>	P222, 223	措 置 完 了	<p>未実施市町に対し聞き 取りを行い、未実施の理 由を精査した。精査の結 果、2市町については市 町独自の減免制度により 県補助事業の実施と同等 程度以上の支援が行われ ていることが認められた。 実施が望ましい市町に 対しては担当者会議の開 催等により、引き続き働 きかけを行っていくこと とした。</p>	こども 家庭課
B-45 母子家庭等医療費助成					
意見	<p>①成果指標及び活動指標の設定について</p> <p>本事業は成果指標及び活動指標がないため、事業活動の「成果（アウトカム）」や「結果（アウトプット）」の良し悪しが判断できず、基本構想に基づく目標の達成等に向けた事業活動の評価や見直しは、効果的かつ効率的にできないと考える。</p> <p>成果指標としては、本事業が母子家庭等の経済的負担の軽減を目的としていることから、自分の住むまちが子どもを生み、育てやすいところだと思ふ人の割合とするのが適当と考える。また、活動指標としては、事業内容が県内の母子家庭等の経済的負担を等しく軽減するため、医療費の自己負担分を補助する市町に助成するものであることから、当該医療費助成制度の導入・維持市町数が適当と考える。</p>	P226	措 置 完 了	<p>令和2年度事業開始 に当たり、「自分の住 むまちが子どもを生み、 育てやすいところだと思 う人の割合（結婚後に離 別）」を成果指標に、 「実施市町数」を活動 指標に設定した。</p>	こども 家庭課

意見	<p>②情報提供について</p> <p>母子家庭等医療費助成は、経済的に不利な状況にある母子家庭等の負担軽減を目的としており、助成に当たっては、対象者や対象経費、所得の制限がある。当該制限は都道府県ごとに異なるが、静岡県のホームページでは、母子家庭等医療費助成に係る記載は母子家庭等医療費市町助成制度一覧と、母子家庭等医療費市町助成担当課一覧のみであった。</p> <p>県のホームページにおいても、県民に対する情報提供の観点から、静岡県の母子家庭等医療費助成の制度概要も記載することが望ましいと考える。</p>	P226, 227	措置完了	<p>県のホームページに、制度概要のほか、支給内容、対象者及び申請できる人を記載した。</p>		こども家庭課
----	--	-----------	------	---	--	--------